

大和市立小学校及び中学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年6月29日

大和市教育委員会

教育長 柿本隆夫

大和市教育委員会規則第5号

大和市立小学校及び中学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則

大和市立小学校及び中学校の管理運営に関する規則（平成13年大和市教育委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

附則を附則第1項とし、同項に見出しとして「(施行期日)」を付し、附則に次の1項を加える。

(令和2年度における休業日の特例)

- 2 第3条第1項の規定にかかわらず、令和2年度における同項第4号に掲げる夏季休業日は「8月7日から8月18日まで」とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。